

全般的な事項

- 感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（受付場所等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

スポーツイベント参加募集時の対応

主催者は以下の感染拡大防止のための措置を、事前に参加者へ求めること

- 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・のどの痛みなど風邪の症状・倦怠感・息苦しさ・嗅覚、味覚の異常などの症状がある場合）
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・政府が定める入国期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合
- マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付時など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離（2m以上を目安）が確保できない状況で会話する際には必要に応じてマスクを着用すること（病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること。）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 大声での歓声、声援等が想定される場合は、参加者へ適切なマスクの着用の周知・徹底を図ること。原則として、参加者間の適切な距離の確保のため、座席を一席空けること。
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと
- 入退場時、施設利用前後や休憩等においても、三つの密（密集・密接・密閉）を避けること

当日の参加受付時の対応

主催者は以下の感染拡大防止のための措置を講じること

- 入場口や受付窓口には、手指消毒薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・のどの痛みなど風邪の症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することもある）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 参加者へ以下の事項について確認を求めること（該当がないか等）
 - ・利用当日の体温
 - ・利用前7日間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・利用前5日間における以下の事項の有無
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触の有無

主催者が準備・遵守すべき事項

□手洗い場所

- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。）

□更衣室、休憩・待機スペース

- ・広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、マスクの着用や換気を徹底し、大声を出さない場合であれば、人と人が触れ合わない距離での間隔とすること。一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じるとともに、人と人との十分な間隔をあけた整列を促すなどの対策を行うこと
- ・室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- ・入退室の前後に手洗いや手指の消毒を行うこと

□洗面所（トイレ）

- ・トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、定期的に消毒すること
- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。）

□飲食物の提供時

- ・参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- ・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- ・飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

□観客の管理

- ・観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないようにすること
- ・選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること
- ・イベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと

□換気の徹底

- ・換気の悪い密閉空間とならないよう換気設備を適切に運転し、定期的に窓を開け外気を取り入れる等換気を行うこと

□ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- ・ゴミの処理を行った後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□使用備品等の管理

- ・館内で使用した備品（運動用具・什器他）は、アルコール等の消毒剤で消毒をこまめに行うこと
- ・退館時に備品を返却する際は、必ず消毒済みの状態で返却すること

□その他

- ・手指の消毒設備を入口に設置すること
- ・参加者が遵守すべき事項を周知すること

駒沢オリンピック公園総合運動場

スポーツイベント等開催・実施時の感染防止チェックリスト

(団体利用者様向け③)

参加者が遵守すべき事項

- 本日より前 7 日間において、以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ・体調がよくない場合
(例：発熱・咳・のどの痛みなど風邪の症状・倦怠感・息苦しさ・嗅覚、味覚の異常等の症状の場合)
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
- 本日より前 5 日間において、以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合
- 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合は、自主的に利用を見合わせる
- マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付などの屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離（2 m 以上を目安）が確保できない状況で会話する際には必要に応じてマスクを着用すること
(病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること)
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること
(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- 大声での歓声、声援等が想定される場合は、参加者へ適切なマスクの着用の周知・徹底を図ること。
原則として、参加者間の適切な距離の確保のため、座席を一席空けること。
- 感染防止のために施設管理者及び主催者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと
- 大会・イベント前後のミーティングや打合せ等においても、三つの密を避けること
- 大会・イベント終了後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒を行うこと

参加者が運動やスポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保を行うこと
 - ・運動やスポーツの種類に関わらず、運動やスポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること
(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
(※) 感染予防の観点からは、少なくとも 2 m の距離を空けることが適当である
 - ・強度が高い運動やスポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動やスポーツ中に唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、パーテーション（アクリル板等）を設置する、又は座席の間隔を 1 m 以上確保し、会話は控え目にする。
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば園路等）に捨てないこと
- 参加者同士で運動やスポーツの際の栄養補給等として飲食物を提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - ・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - ・飲食物を取り扱う方にはマスクを着用すること

【参考】

東京都生活文化スポーツ局「都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン（第 6 版）」

公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」

スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」